



想い 叶う

このニュースレターは、主に高齢者や障がい者の支援活動に携わっていらっしゃる団体宛てに送付させていただいています。

様々な障がいを抱えたお子さんをお持ちの方は、いわゆる「親亡き後問題」がご心配なことでしょう。

ご自身の資産を活用することで、お子さんの安心・安全な生活を、将来にわたり支えることができます。

静岡県司法書士会
業務研究委員会
民事信託グループ

「叶（かなう）」

に所属する私たち司法書士が皆さんの想いを叶えます！

こんなこと、 ご相談ください！

- ・子供の将来が不安...
- ・私たちの相続はどうすればいいの？
- ・私たち夫婦に代わって、子供の財産管理を頼みたい！
- ・成年後見を利用したい！！
- ・民事信託って??
- ・子供のために蓄えた財産があるけど、誰に託そう？

☎ ご相談先は裏面に！

委託者死亡への備え～実務上の工夫

Aを委託者、甲土地を信託財産とする信託契約を締結した場合、甲土地は契約に基づいて管理運用されます。一般的に、信託契約の期間は長期間となりますので、その間に信託契約にとって重要ないくつかの転機を迎えます。その一つが、委託者であるAの死亡です。

個人である委託者Aの死亡により、信託契約はどのような影響を受けるのでしょうか。この点を検討する際には、信託契約に、ある特約条項が設けられているか否かが重要なポイントとなります。以下では、Aの法定相続人が複数人いるということを前提にして考えてみましょう。

委託者であるAが死亡した場合、契約条項中に「委託者が死亡した場合には、信託契約が終了する」等の特約があれば、自動的に契約は終了します。この場合、A死亡後の信託財産の帰属先も契約条項中に定められるのが通常ですので、受託者はその定めに従って粛々と事務処理を進めればよいこととなります。

一方、このような特約がない場合には、Aの死亡により、Aの「委託者としての地位と権利」がAの複数の法定相続人に承継されます。相続人の中には、信託契約を締結したAとは考え方を異にする方もいらっしゃるでしょう。この結果、

受託者としては、引き続き事務処理を進めていくことに支障が生じる事態も想定されます。場合によっては、委託者の地位を承継した相続人全員の合意により、せつかくAが締結した信託契約が解除されてしまうことも考えられます。

委託者死亡後も信託が継続することを前提とした信託契約の場合には、委託者の死亡に伴う混乱を回避する趣旨から、委託者が死亡した場合も委託者の地位が相続されない旨の特約を設けておくことをお勧めします。

将来に禍根を残さないためにも、長期的観点に立ったプランニングが重要となるわけですね！

民事信託FAQ

皆さんの、いろんな疑問にお答えします！！

Q・父の認知症に備えて賃貸マンションを信託財産とし、私（長女）が受託者として管理しようと考えています。いずれ、父が成年後見制度を利用しなければならなくなったときには、私が成年後見人に就任して父の身の回りのお世話もしようと考えていますが、気を付けるべきことはありますか？

A・受託者の責務は、委託者の意向に沿った受益者のための財産管理人ですね。しかし、受益者が受託者を兼任した場合、受益者たる受託者は自身の都合を優先するあまり、委託者の意向と抵触するような信託財産の管理をするケースも生じ得ます。そこで信託法では、受益者が受託者を兼務することを原則として認めていません（31条1項3号、163条2号参照）。

ところで、成年後見人は、本人の法定代理人（法律で決められた代理人のことで、ほかに未成年者に対する親権者など）に該当します。代理人として成年後見人が行った行為に対する結果は、民法という法律の規定により、すべて本人に帰属することになります。つまり「成年後見人＝本人」と考えられるわけです。

そうすると、受益者の成年後見人たる者は「受益者本人」と同視できることとなりますね。「受益者本人」である成年後見人が受託者を兼務するということは、受益者と受託者の兼任禁止を趣旨とする信託法の趣旨に抵触することになってしまいますので、別の方を成年後見人なり受託者なりに選任すべきでしょう。

事件簿

とかく事務作業の連続と思われがちな司法書士業務ですが、依頼者との関係を通じて数多くのドラマが展開されています！！

転機



「頼む、これで最後だ。あと50万だけ貸して欲しい。今週中に支払いができれば、100万全額を返済するか、保証人を立てると言われてるんだ…」

もう限界だ… これまでもたびたび資金援助を頼まれ、その都度、いつ返ってくるのかも分からない金を貸し続けていた「彼」は、「自分の力では救えない」と気づき、借金まみれの「友人」を司法書士事務所連れて行った。

平成19年秋のこと。最高裁判決により利息制限法に違反する高利貸付けが無効とされ、払い過ぎた利息

を取り戻す「過払金返還請求」が急増し始めた頃のことだ。

+++++
多重債務の相談を受けた司法書士は、①借入先や借入時期、現在の債務残高等の事情聴取、②債権者に対し取引履歴の開示請求、③開示された資料に基づき法定利息での再計算、④再計算により得られた正確な負債額に基づく債務整理の方針決定、と事務処理を進めていく。

「友人」が明かした負債総額は450万円。同行した「彼」にとっても想定外の金額だったのか、驚きを隠せない様子だ。

トラックドライバーとして働く「友人」。月収30万円の稼ぎがあるものの、パチンコの魅力に取りつかれてしばしば我を忘れる状態に陥り、気付いたら借金が雪だるま式に増えていったのだという。同僚や知人から相当な金額を借りている様子で、「彼」もそのうちのひとりのようなのだ。

1ヶ月ほどで法定金利による再計算の結果が出た。「友人」

が払わなければならない法律上の借金は、100万円ほどまで減縮できた。一括返済をするだけの資力はないため、債権者に対し分割返済への協力を申し出る。返済期間は3年間とするのが通常だ。

決して短い期間ではない。しかし「友人」は、生活再建のために懸命に返済を成し遂げた。

「彼」のいざないは、「友人」にとっての転機となったのだ。

+++++

「友人」に生活再建の契機を与えた「彼」は5年後、司法書士として活躍していた。多額の借金に苦しむ「友人」が目の前で救われていく様子に感銘を受けたこと、法律を知ることと同じ悩みを抱える人を自分も助けられること、そして何よりも自分が同じような境遇に陥ったときに自力で抜け出す力を身につけたかったこと… そんな動機が「彼」を決断させた。「友人」との一件は、「彼」の人生にとっても転機となった。

～「彼」～ 小林真人より

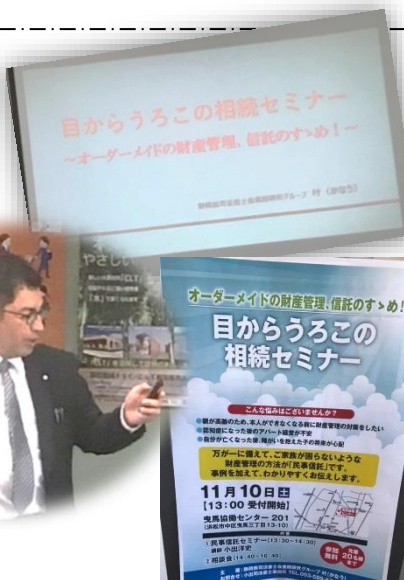
信託のセミナー、相談会を開催しました！！

11月10日（土曜日）、曳馬協働センターにて、『目からうろこの相談セミナー ～オーダーメイドの財産管理、信託のススメ！～』と題して、民事信託に関するセミナーと無料相談会を開催いたしました。

当日は、当グループの小出洋史がセミナーの講師となり、まだまだ一般の方には認知度の低い民事信託を、『遺言』や『成年後見制度』と比較しながら、制度の仕組みや活用法に至るまで、分かりやすく説明いたしました。

無料相談会では、民事信託に限らず、相続や老後の財産管理など、将来の不安について幅広い相談をいただきました。

我々は、皆様のニーズに合わせた『オーダーメイド』の解決方法を提案すべく、日々精進しております。是非お気軽にご相談ください。



ご相談・お問い合わせはこちらへ！！

☎ 053-589-5745

【窓口担当・小出洋史】



※ 電話相談の段階では費用は発生しません。「叶」所属の司法書士が対応いたします。